

第16回 紀の川流域委員会 H15.7.28
------------------------------

委員長資料
-------

## 意見聴取検討会運営方針（案）

## 意見聴取検討会運営方針(案)

### (名称)

第1条 本会の名称は「意見聴取検討会」(以下「検討会」という。)という。

### (設置)

第2条 検討会は、紀の川流域委員会(以下「委員会」という。)規約第8条に基づき設置する。

### (目的)

第3条 検討会は、「関係住民の意見の聴取方法」について基本的な考え方を作成し、これを委員会に提案することを目的とする。

### (組織及び運営)

第4条 検討会の構成メンバーは、委員会が委員の中から選出する。

2. 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 検討会が必要と認めた場合、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。

### (座長)

第5条 検討会には座長を置くこととし、委員長が指名する。

2. 座長は会務を総括し、検討会を代表する。
3. 検討会は座長が召集し、運営は検討会が行う。
4. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (情報公開)

第6条 検討会で議論された内容については、座長が委員会で報告する。

2. 検討会資料は、公開する。
3. 河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。

### (運営方針の改正)

第7条 本運営方針の改正は、委員会において定める。

**( 雑則 )**

第 8 条 本運営方針に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

**付則**

**( 施行期間 )**

この運営方針は、平成 年 月 日から施行する。